

事務連絡
平成 31 年 2 月 28 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 障害保健福祉主管課（部） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

改元に伴う国民健康保険団体連合会とのデータ連携等にかかる対応について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）に基づく皇位の継承に伴い、新しい元号については平成 31 年 4 月 1 日に閣議決定の上発表後、同年 5 月 1 日に行われる予定です。

これを受け、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の障害者自立支援給付支払等システムにおいて障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務等を行うための都道府県及び市町村とのデータ連携等に係る対応について、下記のとおり整理させていただきましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村、指定障害福祉サービス事業者等に対し、指定都市、中核市におかれましては、指定障害福祉サービス事業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 都道府県及び市町村と国保連間のデータレイアウトについて

都道府県及び市町村が国保連に送付している各種データ（各種台帳情報等）及び国保連から都道府県及び市町村に送付している各種データ（一次審査結果資料情報等）については、日付項目を「西暦」としてデータ連携しているため、システム改修は発生しないこととなります。

（例）平成 31 年 5 月 1 日の場合は、「20190501」としてデータ連携

都道府県及び市町村において運用するシステムについては、画面・帳票等で和暦表示などの影響等を確認し、適宜システム改修等を行うなどご検討ください。

2. 国保連から都道府県及び市町村に送付される帳票について

(1) 新元号と旧元号の混在

障害者自立支援給付支払等システムにおいては5月から新元号での帳票出力を予定しておりますが、帳票によってはメーカー製品による改元対応（パッチ提供等）が行われていない場合、旧元号のまま表示される可能性があります。したがって、一部の帳票については新元号と旧元号が混在する可能性がありますので、適宜新元号に読み替えてご対応いただくようお願いいたします。

(2) 「元年」の取扱い

元号の初年については、「元年」と記載することが慣例となっており、障害者自立支援給付支払等システムから出力される帳票については「元年」と記載される予定です。

(3) 年度の取扱い

年度表記については、4月を起算とする会計年度に基づいた記載となるため、2019年4月から2020年3月の帳票については平成31年度として記載されます。

なお、各都道府県及び市町村における年度表記の取扱いについては、事務運用に支障がないよう適宜ご対応ください。

3. 障害福祉サービス事業所等における改元に伴うシステム改修について

障害福祉サービス等に係る給付費については、障害福祉サービス事業所等から国保連を經由し都道府県及び市町村に対してインターネット請求が行われているところですが、障害福祉サービス等に係る給付費の請求情報を作成するシステム等についても、各事業所等において、改元に伴うシステム改修が必要である場合が想定されます。

このため、都道府県及び市町村におかれましては、当該給付費の請求に際し、独自のシステムを利用している障害福祉サービス事業者等に対して、改元に伴う必要なシステム改修が行われるよう周知をお願いします。

なお、国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム及び取込送信システム（※）については、改元に伴うシステム改修が行われる予定です。

※簡易入力システム・・・事業所の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

取込送信システム・・・簡易入力システム以外のシステム（市販の事業所業務管理ソフトウェア）で請求情報を作成した場合に、作成した請求情報を取り込み、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課 給付管理係

TEL : 03-5253-1111 (内線 3009)

MAIL : syougaisystem@mhlw.go.jp